

令和9年度の医学部臨時定員について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和8年3月19日

令和9年度の医学部臨時定員について

- ◆ 令和9年度の医学部総定員については、令和7年度の医学部総定員数（9,393人）に対して、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減が図られるよう対応する方針が国から示されたところ。

- ◆ 臨時定員の配分方法については、以下の要素を考慮の上設定する方向で、国において検討が進められているところ。
 - ① 地域の医師確保のニーズに配慮しつつ、地域の主体的な取組を後押しする視点
 - 恒久定員内への地域枠設置の状況
 - ② 地域の置かれた状況に適切に配慮する視点
 - 医師の年齢構成、地理的要素、医師の流入や流出の状況 等
 - ③ 全国的な取組を促す視点
 - 医師多数県以外においても、恒久定員内への地元出身者枠や地域枠設置をはじめとした地域に定着する医師を確保するために取り組むべき事項

- ◆ 4月以降に具体的な計算方法が示される予定のため、その後、臨時定員申請数について本協議会に諮ることとしたい。

各都道府県の令和8年度臨時定員は、以下①～③の順で調整を行う。

第9回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 [R7.1.21開催]
資料より引用 (一部改変)

①医師多数県の臨時定員の調整

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員を確保する必要性が低い一方で、地域の実情や医師確保に係る取組状況等を踏まえた適切な配分を実施する観点から、医師多数県の臨時定員については令和7年度臨時定員【佐賀県：5名】から令和6年度臨時定員【6名】に0.2を乗じた数を減算【▲1.2名】した上で、以下の調整を行う。

- －恒久定員100名あたり、令和8年度までに恒久定員内地域枠を4名以上設置する等、更なる県内の偏在是正が必要な医師多数県については、令和6年度臨時定員に0.1を乗じた数を復元。【+0.6名】
- －この復元に加えて、以下のいずれかの要件にあてはまる医師多数県については、令和6年度臨時定員に0.1を乗じた数を復元。

- ・若手医師（35歳未満医師）の割合が全国下位1/2の場合【+0.6名】
- ・高齢医師（75歳以上医師）の割合が全国上位1/2の場合※佐賀県非該当

※佐賀県の場合
 $5 - 6 * 0.2 + 0.6 + 0.6 = 5$
∴令和7年度から変更なし

②医師少数県の意向を踏まえた調整

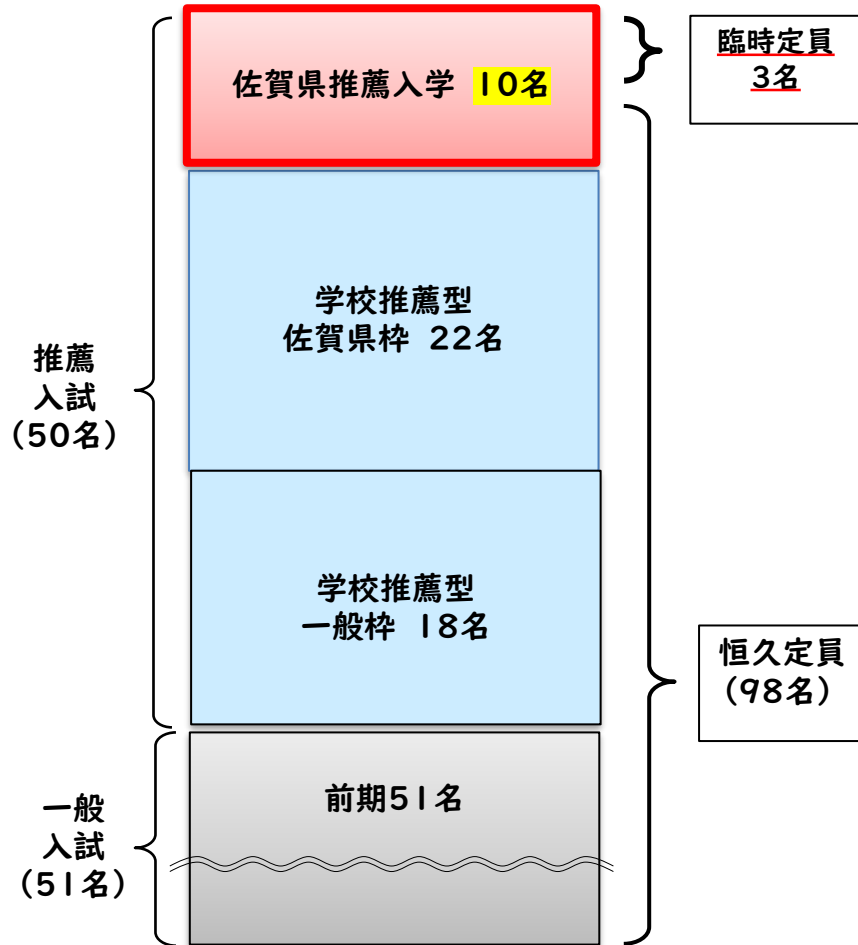
医師少数県については、令和7年度比増となる意向がある場合には、原則、意向に沿った配分を行う。

③残余臨時定員数の調整

①②の対応を行った上で、臨時定員総数が令和7年度臨時定員総数に達していない場合には、更なる県内の偏在是正が必要な医師少数区域のある医師中程度県については、令和7年度比増となる意向がある場合、地域枠の趣旨の範囲内で配分を行う。

【参考】令和8年度医学部医学科定員

佐賀大学



長崎大学

